

事業者	申請日	申請書番号 (事業者)	プラント	号機	検査対象機器(申請書ごと)	溶接管理審査			審査着手の予定 の有無
						実地審査 実績有り	文書審査 のみ実施	申請のみ (審査実績無し)	
北陸電力	平成23年11月7日	23志賀発1第4号	志賀	1	主蒸気系配管		平成23年11月11日		
北陸電力	平成25年9月2日	25志賀発1第1号	志賀	1	原子炉冷却材再循環系配管	平成25年11月7日			
北陸電力	平成25年9月2日	25志賀発1第2号	志賀	1	原子炉圧力容器及びジェットポンプ計測管貫通部シール	平成25年11月7日			
北陸電力	平成25年12月6日	25志賀発1第3号	志賀	1	格納容器フィルタベント配管	平成26年3月20日			
北陸電力	平成25年12月6日	25志賀発2第1号	志賀	2	格納容器フィルタベント配管	平成26年1月10日			
北陸電力	平成26年3月12日	25志賀発1第4号	志賀	1	格納容器フィルタベント配管、不活性ガス系配管	平成26年4月7日			
北陸電力	平成26年3月12日	25志賀発2第2号	志賀	2	格納容器フィルタベント配管、不活性ガス系配管	平成26年4月11日			
北陸電力	平成26年12月1日	26志賀発1第1号	志賀	1	格納容器フィルタベント配管	平成27年1月28日			
北陸電力	平成26年12月1日	26志賀発2第1号	志賀	2	格納容器フィルタベント配管	平成27年2月10日			
北陸電力	平成27年2月27日	26志賀発2第2号	志賀	2	不活性ガス系配管	平成27年4月24日			
北陸電力	平成27年8月31日	27志賀発2第1号	志賀	2	サプレッションプール水酸化性抑制系薬液タンク	平成29年4月7日			
北陸電力	平成29年6月2日	29志賀発2第1号	志賀	2	代替不活性ガス系配管	平成29年7月12日			
北陸電力	平成30年7月9日	30志賀発2第1号	志賀	2	復水補給水系配管	平成30年8月9日			

文書審査記録

STEP 1 : 審査員は、文書審査の前日までに、手数料が納付されていることを確認する。

受理番号	11 検計受溶-0274	申請書番号	23 志賀発1第4号
手数料入金日	平成 23 年 11 月 11 日	手数料納付 確認者	橋 昌 司 (確認日 : H23-11-11)
手数料の額	401,800 円		

STEP 2 : 審査員は、手数料が納付されたことを確認後、初回実地審査を実施する前までに文書審査を行う。

文書審査日 ^{注1}	平成 23 年 11 月 11 日	審査者	橋 昌 司, 小池 秀雄
---------------------	-------------------	-----	--------------

注1 : 文書審査日は、文書審査終了日とする。

【審査結果欄は該当するものに「○」を手書きで記入する。】

【□には「レ」を手書きで記入する。】

審査項目	審査の観点	審査結果			記事 (検出事項、特記事項、 該当なしの理由等)
		適	実地 審査 で確認	該当 なし	
申請書	申請者は代表者又は最新の委任状に記載されたものと一致しているか。	○		レ	
	申請書は、「溶接安全管理審査申請の手引き」に従い記載されているか。	○		レ	
添付書類	添付書類は、「溶接安全管理審査申請の手引き」に従い記載されているか。	○		レ	
	「技術基準の解釈」 ^{注2} を適用基準として明記しているか。	○		レ	
	「技術基準の解釈」 ^{注2} によらない場合は、適用する基準を明記しているか。(該当する場合) ^{注3}			○	
	溶接事業者検査で計画している検査項目及び判定基準が規定されているか。	○		レ	
	「技術基準の解釈」 ^{注2} 別記の要件が記載されているか。	○		レ	
	設置者は、電気事業法施行規則第79条から第81条に規定する溶接事業者検査の対象範囲を、漏れなく検査する計画であることを確認し、検査計画書を承認しているか。 【溶接事業者検査の解釈 1. ~4. 及び7. 9. の要求事項】	○		レ	客観性確保の方法 □設置者立会 ☑第三者の立会及び設置者 による試験記録の確認 □その他 ()
	新規に取得する溶接施工法に関する溶接事業者検査は、客観性を有する方法により「技術基準の解釈」 ^{注2} への適合性を確認する手順を定めているか。 【溶接事業者検査の解釈 本文5. (1) ②の要求事項】			○	客観性確保の方法 □設置者立会 ☑第三者の立会及び設置者 による試験記録の確認 □その他 ()
	既取得の溶接施工法及び溶接士の技能について、平成19年12月6日以前に電気事業法に基づき実施された検査において適合性が確認されていることを、設置者が確認する手順を定めているか。 また、溶接士の資格が有効期間内であることを確認する手順を定めているか。 【溶接事業者検査の解釈 本文11. の要求事項】	○		レ	
	溶接施工した構造物に対する溶接事業者検査は、「溶接事業者検査の解釈」を基本として、検査要領書を作成しているか。(「溶接事業者検査の解釈」によらない場合、技術的根拠を含め設置者が検証し、記録しているか確認する。)	○		レ	

	実地審査の方法 <input type="checkbox"/> 電気事業法施行規則第83条の3第1号に規定する方法 <input checked="" type="checkbox"/> 電気事業法施行規則第83条の3第2号に規定する方法	<input type="radio"/>			
手数料の額	手数料は電気事業法関係手数料規則に規定の金額が入金されているか。	組織の人数 (<input type="checkbox"/> 10人未満 <input checked="" type="checkbox"/> 10人以上)	<input type="radio"/>		
		施工法の数 (<input checked="" type="checkbox"/> 3未満 <input type="checkbox"/> 3以上)			
		構造物 (<input checked="" type="checkbox"/> RPV又は原冷系 <input type="checkbox"/> 原冷系以外)			
		溶接継手数 (<input checked="" type="checkbox"/> 300以下 <input type="checkbox"/> 300超)			

注2：発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(省令62号)の解釈。(H20.11.11より前に計画書を定めたものは「9条15号の解釈」も適用可。)

注3：「技術基準の解釈」によらない溶接方法がある場合、次ページの表も確認し添付する。
 [該当あり 該当なし]